

豊能維持管理基地整備検討会議 規約

(目的)

第1条 本会は豊能町木代に大阪府が整備中の「(仮称)豊能維持管理基地」について、その設計を進めるにあたり、豊能町及び周辺自治会並びに関係する公共機関が一堂に会して意見を交換し、配慮すべき事項の検討を行うことを目的とし、「豊能維持管理基地整備検討会議」(以下「本会議」という。)と称する。

(組織)

第2条 本会議は別表に定める職にある委員により構成するものとする。

- 2 本会議の円滑な進行のため、地域に精通した中立の立場の学識経験者を委員の同意の下、座長として招聘するものとする。
- 3 本会議の構成は必要に応じて座長の承諾を得て変更できるものとする。

(運営)

第3条 本会議の事務局は大阪府池田土木事務所に置く。

- 2 本会議は座長の承諾を得て事務局が招集する。
- 3 座長もしくは委員等がやむを得ず欠席する場合にあっては、予め座長もしくは委員が指名する者(以下「代理出席者」という。)がその職を行うことができる。

(謝礼)

第4条 本会議に座長が出席した際には、事務局は府の基準に基づき謝礼を支給することができるものとする。

(会議の設置期間)

第5条 本会議の設置期間は令和元年度末までとする。

(その他)

第6条 本規約に定めるほか、本会議実施に必要と座長が認める事項は別途協議する。

(付則) この規約は本会議の初回開催日である令和元年8月5日から施行する。

別表

役職	組織	職名	氏名	備考
座長	学識経験者	元和歌山大学教授	濱田 学昭	
委員	木代自治会	会長	西浦 寛	
委員	希望ヶ丘自治会	崩落跡地利用検討委員会会長	藤高 治生	
委員	豊能町	町長	塩川 恒敏	
委員	箕面市消防本部	豊能消防署長	圓岡 昭広	
委員	池田土木事務所	所長	小池 重一	